

答申 情第31号

平成26年 3月18日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成25年4月12日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年3月7日付け地福第42号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1)平成25年2月21日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「別紙、生活保護の不正の内容の詳細を個別に公開頂きたい。また現在までの平成24年度分及び暴力団と外国人の不正の詳細を。上記のケース記録」について、公文書の公開請求を行った。

なお、別紙とは、異議申立人が請求を行う前に、実施機関から情報提供を受けた、平成21年度から平成23年度までの生活保護費の不正受給の件数、金額、主な内容等が書かれた資料である。

(2)実施機関は、公開請求に係る公文書を「平成21～24年度のケース記録票」と特定し、「ケース記録票に記載されている、氏名、生年月日、住所、公的扶助の有無、資産・収入の状況、家賃額、会社名、在職期間、心身に関する情報、その他生活保護の決定及び実施にかかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため(条例第7条第1号)」に該当するとの理由で非公開とし、平成25年3月7日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

(3)平成25年3月26日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年4月12日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成25年6月3日付け意見書及び同年12月18日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

請求したのは、生活保護の不正受給の詳細であり、ケース記録票ではない。不正受給をしている個人の氏名、生年月日、住所等の公開は求めている。不正受給の詳細について公開を求める。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 生活保護制度及びケース記録票について

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としているものである。

ケース記録票は、生活保護法の施行に関する規則（平成15年相模原市規則第16号）に基づき、申請者又は世帯ごとに作成するもので、被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す資料として、時系列に記録するものである。

(2) 非公開とした公文書について

請求の対象として特定したのは、「平成21～24年度のケース記録票」（以下「本件対象文書」という。）である。

本件対象文書には、氏名、生年月日、住所、公的扶助の有無、資産・収入の状況、家賃額、会社名、在職期間、心身に関する情報、その他生活保護の決定及び実施にかかる情報が記載されている。

(3) 非公開とした理由

本件対象文書に記載されている氏名、生年月日、住所、公的扶助の有無、資産・収入の状況、家賃額、会社名、在職期間、心身に関する情報、その他生活保護の決定及び実施にかかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当し、非公開決定したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書の特定について

異議申立人は、請求したのは、生活保護の不正受給の詳細であり、ケース記録票ではないと主張している。

しかし、請求書には、「別紙、生活保護の不正の内容の詳細を個別に公開頂きたい。また現在までの平成24年度分及び暴力団と外国人の不正の詳細を。上記のケース記録」と記載されている。

当審査会で本件対象文書を見分したところ、暴力団と外国人に関する情報も含まれていること、その他生活保護の決定及び実施にかかる情報には不正受給の原因、経緯等が含まれていることを確認した。

このことから、請求の対象を本件対象文書と特定したことは妥当である。

(2) 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

イ 当審査会の判断

本件対象文書に記載されている、氏名、生年月日、住所、公的扶助の有無、資産・収入の状況、家賃額、会社名、在職期間、心身に関する情報、その他生活保護の決定及び実施にかかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本件対象文書は条例第7条第1号に該当し、非公開とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が行った非公開決定については、結論において妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 4月12日	実施機関からの諮問
5月 1日	実施機関からの理由説明書を受理
9月18日	審議
10月28日	審議 実施機関からの意見聴取
11月27日	審議

平成25年12月18日	審議 異議申立人の意見陳述
平成26年 3月10日	審議

第2部会委員 北原 仁
井上 雅彦
臼井 雅子